

(参考) 入札談合の再発防止対策について(抜粋)

国土交通省入札談合再発防止対策検討委員会
平成 17 年 7 月 29 日

．具体的措置

2．入札契約の過程に対する監視の強化

(1) 談合の疑義案件を発見するための審査内容の改善等

国土交通省直轄の鋼橋上部工事の発注に係る入札・契約の実態調査の検証結果を踏まえ、入札執行段階や入札後において、談合の疑義案件を発見し、公正取引委員会に通報するため審査内容の改善等を行う。

入札結果の事後的・統計的分析の実施(一定期間分をまとめて実施)

・ 工事種別毎の1位不動の状況の監視

1 回目の入札の最低入札金額者が、そのまま2回目以降の再度入札における最低入札金額者となる状況が続いていないかを監視する。

・ 低入札の状況の監視

低入札価格調査対象工事等の入札参加者の入札状況について、特定の者が参入した際にその者を落札させないような動きがなかったかどうかを監視する。

(3) 地方整備局等における調査・監視の強化

入札結果の事後的・統計的分析の実施

入札執行段階での個別チェックの改善に加えて、入札結果の事後的・統計的分析を行う。(一地方整備局等内での分析が可能と考えられる工事種別(一般土木(B～Dランク)、^{のり}法面処理工事、維持修繕工事等)の入札結果について分析)

入札監視委員会によるチェックの拡充

- ・ 委員会に付議する案件に当面、必ず鋼橋上部工事の案件を含める。
- ・ 各地方整備局等において実施する上記の入札結果の事後的・統計的分析について、入札監視委員会において審議する。

３．ペナルティの強化

（１）大規模・組織的な談合等に対する指名停止措置の強化（最長２４ヶ月のルール化）

今般の橋梁談合事件のように、大規模・組織的な談合であって刑事告発等がなされたものについては、厳格な指名停止措置を講じることをルール上明確化することとし、特に、司法手続等において主犯格であることが明らかになった場合や、誓約書の提出があったにもかかわらず違反行為が明らかになった場合、１０年以内の入札談合の再犯である場合等、違反企業ごとの情状に照らし、悪質性が際立っている場合には、最長２４ヵ月間の指名停止措置（一般競争入札においては競争参加資格が認められない。）を講じる等ルール上所要の見直しを行う。

（２）違約金特約条項の強化等

上記（１）と同様に悪質性が際だっている企業に対しては、現行の１０％の違約金特約条項に上乘せして５％の違約金（合計１５％）を徴収する。

また、今回の鋼橋上部工事を含め、特約条項導入(平成１５年６月)以前の工事で司法当局等により談合の認定が行われたものについて、公訴時効等(３年)の範囲内で、特約条項の適用がなくても損害賠償請求を行う。